

下関市立大学URA室設置要綱

令和4年11月9日制定

(設置)

第1条 下関市立大学（以下「本学」という。）に、ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター（以下「URA」）による研究の支援及び推進を行うことにより、本学の研究の一層の発展に寄与し、その成果を社会に還元することを目的として、下関市立大学URA室（以下「URA室」という。）を置く。

(業務)

第2条 URA室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国内外の競争的資金に係る情報収集、分析及び申請支援
- (2) 国内外の研究機関等との連携の企画、提案及び調整
- (3) 研究プロジェクトの立案支援に向けた研究推進体制の検討及び提案
- (4) 研究プロジェクトに関わるイベント開催支援
- (5) 研究広報の企画、提案及び調整
- (6) 研究・产学連携に係るリスクマネジメント及び倫理コンプライアンス等の学内啓発
- (7) その他研究推進に関する必要な事項

(組織)

第3条 URA室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) URA室長
- (2) URA
- (3) その他学長が指名した者

2 URA室長は、学長が指名した教員をもって充てる。

3 URAは、学長が指名した者をもって充てる。

(事務)

第4条 URA室に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、URA室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。